

ている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えない。

なお、関連する加算等（生産性向上推進体制加算など）において、委員会の開催頻度や実施内容を別途規定している場合があるためご注意ください。

- ・ [介護保険最新情報 Vol.1236 「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」](#) 及び [「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」](#) 等における生産性向上に先進的に取り組む特定施設等に係る人員配置基準の留意点について」の改正について」（令和6年3月29日）

（参考資料）

- 厚生労働省ホームページ「介護分野の生産性向上 ～お知らせ～」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>
 - ・「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」
 - ・「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための利用者のポイント・事例集」（令和5年度厚生労働省）
- 厚生労働省「介護分野における生産性向上ポータルサイト」
<https://www.mhlw.go.jp/kaigoseisansei/index.html>

⑥ その他

ア 「書面掲示」規制の見直し

★ 対象サービス…全サービス

運営基準上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等（※）については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、**「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。**

（令和7年度から義務付け ただし生活援助型訪問サービス、運動型通所サービス、サロン型通所サービスは努力義務）

※事業所の運営規程の概要等の重要事項、居室及び食堂の広さ、届出事項、特別な食事の提供に係る情報（内容及び料金等）、移動用リフト使用時の留意事項等

イ 基準費用額（居住費）の見直し（令和6年8月～）

- ★ 対象サービス…（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

令和4年の家計調査によれば、高齢者世帯の光熱・水道費は令和元年家計調査に比べると上昇しており、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点や、令和5年度介護経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘案し、基準費用額（居住費）を60円/日引き上げる。

従来から補足給付の仕組みにおける負担限度額を0円としている利用者負担第1段階の多床室利用者については、負担限度額を据え置き、利用者負担が増えないようにする。

ウ 令和6年度介護報酬改定の施行時期について

令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたこと等を踏まえ、以下のとおりとする。

★6月1日施行とするサービス

訪問看護／訪問リハビリテーション／居宅療養管理指導／通所リハビリテーション

★4月1日施行とするサービス

上記以外のサービス

★その他

- ・処遇改善関係加算の加算率の引上げ・・・令和6年6月1日施行
- ・補足給付（基準費用額の見直し）・・・令和6年8月1日施行
（多床室の室料負担）・・・令和7年8月1日施行